

告示日  
8月20日 ㊤  
投票日  
8月25日 ㊤  
7時～20時

## 立候補者を知る方法

「選挙公報」「街頭演説」「ポスター掲示場のポスター」「選挙運動用通帳はがき」「インターネットでの選挙運動」などで立候補者を知ることができます。

どんな人が立候補しているのかを確認し、自分はどの人に投票して松前町の未来を託したいのか、しっかりと考えましょう。

### ▶ 選挙公報の発行

今回から町長選挙、町議会議員選挙でも国政選挙などと同様に、選挙公報を発行します。

町議会議員選挙の選挙公報は、8月24日㊤までに新聞折り込みでお届けする予定です。東、西、北公民館にも備えるほか、町ホームページでも確認することができます。

松前の未来は、  
私たちが決める

投票に行こう！



## 投票場所

お住まいの区域によって投票所は異なります。投票所入場券にも記載しています。ご確認ください。

第1投票所(★)



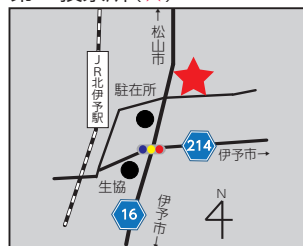
第2投票所(★)



第3投票所(★)



第4投票所(★)



第5投票所(★)



第6投票所(★)



第7投票所(★)



第8投票所(★)



第9投票所(★)



| 投票区 | 投票所      | 区域           |
|-----|----------|--------------|
| 第1  | 黒田保育所    | 南黒田・北黒田      |
| 第2  | 松前小学校体育館 | 宗意原・新立       |
| 第3  | 古城幼稚園    | 本村・筒井・社宅     |
| 第4  | 二名保育所    | 徳丸・中川原・出作    |
| 第5  | 東公民館     | 神崎・鶴吉        |
| 第6  | 小富士保育所   | 横田・大溝・永田・東古泉 |
| 第7  | 白鶴保育所    | 大間・上高柳・恵久美   |
| 第8  | 岡田中学校体育館 | 昌農内・西高柳・西古泉  |
| 第9  | 北川原集会所   | 北川原・塩屋       |

### check! 第8投票区の皆さんへ

北公民館の耐震化工事に伴い、投票所を北公民館から岡田中学校体育館に変更しています。ご注意ください。

令和元年 8月25日執行予定

# 松前町議会議員選挙

## 投票できる人

平成13年8月26日以前に生まれ、令和元年5月19日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人  
※ 投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

## 期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。8月25日㊤に投票できない人は、投票所入場券(※裏面の「期日前投票の宣誓書」に記入したもの)を持って期日前投票所へお越しください。  
○日程 8月21日㊤～8月24日㊤ 8時30分～20時  
○場所 役場2階大会議室

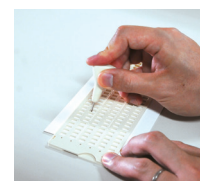


## 代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。

代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。



## 不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。申請方法や申請期限などは、あらかじめお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合→滞在地の選挙管理委員会
- ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合→その施設

①は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。  
②は、入院・入所している施設の長に、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

## 投票の手順



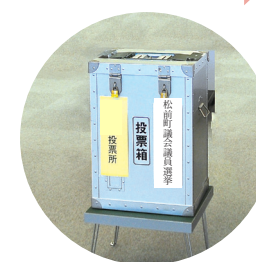
●STEP 1  
投票所入場券を持って投票所へ。



●STEP 2  
受付で、投票用紙を受け取る。



●STEP 3  
記載台で、候補者の氏名を自書する。



●STEP 4  
投票箱に投票して終了。

●入場券はいつ届くの?

投票所入場券は、8月20日㊤以降に選挙人に郵送する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、松前町選挙管理委員会にご連絡ください。